

米国連邦刑事訴訟規則（仮訳）

第16条（開示と閲覧）

（a） 検察側からの証拠の開示

（1） 開示の対象となる資料・情報

（A） 被告人の供述

検察側は、被告人の請求により、事件に関連する被告人の供述で書面化され若しくは記録されたもの又はその写しであって、検察側の所持、保管又は管理の下にあり、その存在を検察官が知り、又は相当な注意を払えば知り得るもの、事件に関連する被告人の口頭による供述であって、逮捕の前後を問わず、被告人が、供述時に捜査機関の一員であると認識していた者の取調べに応じて行ったものの実質的内容を含む書面化された記録、及び、訴追に係る事件に関係する被告人の大陪審における証言を録取したものを被告人に開示し、かつ、閲覧、謄写又は撮影に供さなければならない。検察側は、公判において使用する意図がある場合は、事件に関連する被告人のその他の口頭による供述であって、逮捕の前後を問わず、被告人が、供述時に捜査機関の一員であると認識していた者の取調べに応じて行ったものの実質的な内容も、被告人に開示しなければならない。会社、組合、社団又は労働組合等の組織である被告人の請求があるとき、検察側は、（1）供述時に、役員、管理職、職員又は代理人の地位にあったために、その供述の内容について被告人を法的に拘束し得た、又は（2）犯行時に、犯罪を構成するとされる行為に個人的に関与し、かつ、役員、管理職、職員又は代理人の地位にあったために、当該個人が関与した行為につき被告人を法的に拘束し得た、と検察側が主張する者による上記の供述のいずれについても開示しなければならない。

（B） 被告人の前科の記録

検察側は、被告人の請求により、検察側の所持、保管又は管

理の下にある，被告人の前科記録の写しでその存在を検察官が知り，又は相当な注意を払えば知り得るものを被告人に提供しなければならない。

(C) 書類及び有体物

検察側は，被告人の請求により，検察側の所持，保管又は管理の下にある書籍，書類，写真，有体物，建物若しくは場所，若しくはこれらの写し若しくは一部であって，被告人の防御の準備に重要なもの，公判で検察側が主立証の証拠として用いようとするもの，又は被告人から取得し若しくは被告人に属するものを，被告人が閲覧すること及び謄写し又は撮影することを許さなければならない。

(D) 検査及び試験の報告

検察側は，被告人の請求により，検察側の所持，保管又は管理の下にあり，その存在を検察官が知り，又は相当な注意を払えば知り得る身体的若しくは精神的検査及び科学的試験若しくは実験の結果若しくは報告又はその写しであって，被告人の防御の準備に有用なもの，又は公判で検察側が主立証の証拠として用いようとするものを，被告人が閲覧すること及び謄写し又は撮影することを許さなければならない。

(E) 専門家による証言

検察側は，被告人の請求により，連邦証拠規則第702条，第703条及び第705条に基づき，公判における検察側主立証に用いようとする証言を要約した書面を被告人に開示しなければならない。検察側が本条(b)(1)(C)()号に基づく開示を要請して被告人がこれに応じた場合には，検察側は，被告人の請求により，検察側が第702条，第703条及び第705条に基づき，公判において被告人の精神状態に関する検察側立証に用いようとする証言を要約した書面を被告人に開示しなければならない。本項に基づき提供される要約は，証人の意見，当該意見の理由及び根拠，並びに証人の資格を記述するもので

なければならない。

(2) 開示に服さない資料・情報

本条(a)(1)項(A),(B),(D)及び(E)号に規定するものを除き、本規則は、検察官又はその他の捜査若しくは訴追に關与する政府機関により作成された報告書、メモ、若しくはその他の政府機関の内部文書の開示又は閲覧を認めるものではない。本規則は、検察側証人又は検察側証人となる予定の者の供述で、連邦法典第18編第3500条に定めるもの以外のものの閲覧又は開示を認めるものでもない。

(3) 大陪審の記録

本規則は、第6条、第12()条及び第26.2条、並びに本条(a)(1)(A)号に規定する場合を除き、大陪審の手續記録の開示又は閲覧には適用されない。

(b) 被告人側からの証拠の開示

(1) 開示の対象となる資料・情報

(A) 書類及び有体物

被告人が本条(a)(1)(C)又は(D)号に基づき開示を請求し、検察側がこれに応じた場合には、被告人は、検察側の請求により、被告人の所持、保管又は管理の下にある書籍、書類、写真、有体物又はこれらの写し若しくは一部であって、公判における被告人側立証の証拠として提出しようとするものを、検察側が閲覧すること及び謄写し又は撮影することを許さなければならない。

(B) 検査及び試験の報告

被告人が本条(a)(1)(C)又は(D)号の定めるところにより開示を請求し、検察側がこれに応じた場合、被告人は、検察側の請求により、被告人の所持又は管理の下にある、当該事件に關し実施された身体的若しくは精神的検査及び科学的試験若しくは実験の結果若しくは報告又はその写しであって、公判において被告人側立証の証拠として提出しようとするもの、又は、

被告人が公判に証人として喚問する予定の者により準備され、その結果及び報告がその証人の証言と関連性を有するものを、検察側が閲覧すること及び謄写し又は撮影することを許さなければならない。

(C) 専門家による証言

次の条件の下で、被告人は、検察側の請求により、連邦証拠規則第702、第703及び第705条に基づき公判における被告人側立証に用いようとする証言を要約した書面を検察側に開示しなければならない。

()被告人が本条(a)(1)(E)号に基づき開示を請求し、検察側がこれに応じた場合。

()被告人が本規則第12.2条(b)に基づき、被告人の精神状態について専門家による証言を提出する意図を通知した場合。この要約は証人の意見、当該意見の理由及び根拠、並びに証人の資格を記述するものでなければならない。

(2) 開示に服さない資料・情報

科学的又は医学的報告に関するものを除き、本項は、被告人、その弁護士若しくは代理人が当該事件の捜査若しくは防御に関連して作成した報告書、メモ、その他の内部文書、又は、被告人、検察側若しくは被告人側の証人、若しくは検察側若しくは被告人側の証人となる予定の者が、被告人、弁護士若しくは代理人に対して行った供述の開示又は閲覧を認めるものではない。

(c) 開示義務の継続

公判前又は公判中に、本規則による開示又は閲覧の対象となり、以前に開示を請求され又は命令された証拠又は資料を新たに発見したときは、その当事者は、直ちに相手方当事者若しくはその代理人又は裁判所に、その証拠又は資料の存在を通知しなければならない。

(d) 証拠開示の規律

(1) 開示制限命令

裁判所は、十分な主張立証があるときは、いつでも、開示又は閲

覧を禁止し，制限し，延期し，又はその他の適切な命令を発することができる。裁判所は，当事者の申立てにより，その当事者に対し，裁判官のみが閲覧する供述書により，上記主張立証の全部又は一部を行うことを許すことができる。裁判所がこのような一方当事者による主張立証に基づいて申立てを認める命令を発したときは，上記の当事者の供述書の全文は，これを封印し，控訴があった場合に控訴裁判所が利用できるような裁判所の記録の中に保存しなければならない。

(2) 開示請求の不遵守

手続の進行中いつでも，当事者が本規則に従わなかったことを裁判所が知ったときは，裁判所は，その当事者に対し，開示又は閲覧を許すよう命じ，公判期日の延期を認め，その当事者が開示しなかった証拠を公判に提出することを禁止し，又は諸事情の下で公正と認められるその他の命令を発することができる。裁判所は，開示及び閲覧の時期，場所及び方法を指定することができ，かつ，これに公正な条件を付すことができる。

(e) アリバイ証人

アリバイ証人の開示については規則第12.1条で規定する。

第12.1条(アリバイの通知)

(a) 被告人による通知

当該犯罪の行われた時間，日付及び場所を記載した，書面による検察官の要請により，被告人は，10日以内又は裁判所の指定する異なった時期に，検察官に対し，アリバイを主張する意図を通知する書面を送達しなければならない。被告人によるこの通知は，被告人が当該犯罪の実行時にいたと主張する特定の場所並びに被告人がそのアリバイを証明するために依拠する予定の証人の氏名及び住所を記載しなければならない。

(b) 情報及び証人の開示

検察官は、裁判所が別に指定した場合を除き、被告人によるアリバイの通知から10日以内、かつ、いかなる場合であっても公判より10日以上前に、被告人又はその弁護人に対し、検察側が当該犯罪現場に被告人が所在したことを証明するために依拠する予定の証人、並びに、被告人のアリバイ証人の証言に対する反証のために依拠する予定の証人の氏名及び住所を記載した通知を送達しなければならない。

(c) 開示義務の継続

公判前又は公判中に、当事者が、もし事前に判明していたならば、その氏名及び住所が(a)又は(b)項に基づき提供される情報に含まれるべきであった新たな証人を知ったとき、その当事者は、相手方当事者又はその弁護人に対し、直ちにその追加証人の存在及び人定事項を通知しなければならない。

(d) 義務の不履行

いずれかの当事者が本条の義務を履行しなかったとき、裁判所は、その当事者が当該犯罪現場にいたこと又はいなかったことに関して当該当事者から提出された、未開示の証人の証言を排除することができる。本項は、被告人の証言する権利を制限するものではない。

(e) 例外

正当な理由が主張立証されたとき、裁判所は、本条(a)ないし(d)項の義務のいずれについても例外を認めることができる。

(f) 撤回されたアリバイ主張に関する証拠の非許容性

後に撤回されたアリバイ主張に依拠する意図、又はそのような意図に関連してなされた供述に関する証拠は、いかなる民事又は刑事手続においても、その意図を通知した者に対する証拠として許容されない。

第12.2条(心神喪失の主張又は被告人の精神状態についての専門家証言の通知)

(a) 心神喪失の主張

被告人が当該犯罪の実行時に心神喪失の状態であったとの防御方法に依拠する意図を有しているとき、被告人は、公判前申立の提出期限内又

はその後の裁判所の指定した時期までに、検察官に対し、書面によりその意図を通知し、その通知の写しを裁判所書記官に提出しなければならない。この項の義務の不履行があった場合、心神喪失を主張できないことがある。裁判所は、理由の主張立証があれば、通知提出の延期を許可し、当事者に公判準備のための期間延長を認め、又はその他の適当な命令を発することができる。

(b) 被告人の精神状態についての専門家の証言

被告人が、罪責問題に関係する被告人の精神病若しくは精神上的欠陥又はその他の精神状態に関する専門家の証言を提出する意図を有するとき、被告人は、公判前申立の提出期限内又はその後の裁判所の指定した時期までに、検察官に対し、書面によりその意図を通知し、その通知の写しを裁判所書記官に提出しなければならない。裁判所は、理由が示されれば、通知提出の延期を許可し、当事者に公判準備のための期間延長を認め、又はその他の適当な命令を発することができる。

(c) 被告人の精神的検査

裁判所は、適当な事件において、検察官の申立により、合衆国法典第18編第4241条又は第4242条による検査を受けるよう被告人に命じることができる。検査が被告人の同意を得て行われたか否かにかかわらず、本条により行われた検査の過程でなされた被告人の供述、その供述に基づく専門家の証言、及びその供述から得られたその他の結果は、被告人がそれについての証言を提出した精神状態に関する問題に係るものを除き、すべての刑事手続において被告人に対する証拠として許容されない。

(d) 義務の不履行

本条(b)項による要件に従って通知を行わず、又は本条(c)項に基づいて命じられた検査を受けなかったときは、裁判所は、被告人の罪責問題について被告人から提供されたいかなる専門家証言についても排除することができる。

(e) 撤回された意図の非許容性

本条(a)又は(b)項により通知が行われ、後に撤回された意図に関する

る証拠は、いかなる民事又は刑事手続においても、その意図を通知した者に対する証拠として許容されない。

第12.3条（公の権限に基づく防御方法の通知）

（a）被告人による通知，検察側の応答，証人の開示

（1）被告人による通知及び検察側の応答

当該犯罪の犯行時に、法執行機関又は連邦情報機関のために現実に公の権限を行使していた又は公の権限を行使していると信じていた旨の防御方法を主張する意図を有する被告人は、公判前申立の提出期限内又はその後の裁判所の指定した時期までに、検察官に対し、その意図を通知する書面を送達し、その通知の写しを裁判所書記官に提出しなければならない。その通知は、そのために現実又は誤想の権限行使がなされたとする法執行機関又は連邦情報機関及びその機関の構成員、並びにその行使の時間帯を明らかにしなければならない。その通知が連邦情報機関を特定するとき、裁判所書記官に提出された写しは封印されなければならない。被告人の通知を受理してから10日以内、かつ、いかなる場合であっても公判の20日以上前に、検察官は、被告人又はその弁護人に対し、被告人の通知によって明らかにされた公の権限の行使を承認し又は否定する、書面による回答を送達しなければならない。

（2）証人の開示

検察側が通知に対する回答を送達したとき又はその後、かつ、いかなる場合であっても公判の20日以上前に、検察官は、被告人又はその弁護人に対し、被告人が通知において明らかにされた抗弁を証明するために依拠しようとする証人がいるときは、その氏名及び住所を明らかにすることを要求する書面を送達することができる。検察側の要求を受理してから7日以内に、被告人は、検察官に対し、上記のような証人の氏名及び住所を記載した書面を送達しなければならない。被告人の上記書面を受理してから7日以内に、検察官は、被告人又はその弁護人に対し、被告人の通知において明らかにされ

た防御方法に対する反証のために検察側が依拠しようとする証人の氏名及び住所を記載した書面を送達しなければならない。

(3) 期間の延長

正当な理由が示されたとき、裁判所は、当事者に本条により課された義務を履行するための更なる時間を与えることができる。

(b) 開示義務の継続

公判前又は公判中に、当事者が、もし事前に判明していたならば、その氏名及び住所が(a)(2)項に基づき提供される供述書に含まれるべきであった新たな証人を知ったとき、その当事者は、他の当事者又はその代理人に対し、当該追加証人の氏名及び住所を、直ちに書面で通知しなければならない。

(c) 義務の不履行

当事者が本条の義務を履行しないとき、裁判所は、被告人の防御方法を立証し若しくはこれに対して反証するために提出された未開示の証人の証言を排除し、又は諸事情の下で公正と認められる命令を発することができる。本項は、被告人の証言する権利を制限するものではない。

(d) 影響を受けない保護手続

本条は、裁判所の適当な保護命令を発出する権限、又は主張を封印するよう命令する権限に追加されるべきものであり、これらを否定するものではない。

(e) 撤回された公の権限に基づく主張の非許容性

本条(a)項により通知が行われ、後に撤回された意図に関する証拠は、いかなる民事又は刑事手続においても、その意図を通知した者に対する証拠として許容されない。

第26.2条(証人の供述の提出)

(a) 提出の申立て

被告人以外の証人が主尋問に対して証言した後、裁判所は、その証人を申請していない当事者の申立てにより、検察官又は被告人及びその弁護人に対し、場合に応じて、その所持の下にあり、かつ、その証

人が証言した事項に関連する証人の供述を申立て当事者の検討及び使用に供するために提出するよう命じなければならない。

(b) 供述全体の提出

その供述の全体が証人が証言した事項に関連するとき，裁判所は，その供述の申立て当事者への交付を命じなければならない。

(c) 削除された供述の提出

相手方当事者において，当該供述が特権により保護される情報又は証人が証言した事項に関連しない事項を含むものであると主張した場合，裁判所は，イン・カメラ（非公開）で検討するために，その供述の裁判所への提出を命じなければならない。上記検討を行った後，裁判所は，供述のうち，特権により保護される部分又は証人が証言した事項に関連しない部分を削除し，当該部分を削除した後の供述を申立て当事者に交付するよう命じなければならない。被告人の異議にもかかわらず，被告人に開示されなかった供述部分は，検察官により保存され，もし，被告人が有罪判決に対し控訴した場合には，供述の一部を削除した判断が正しかったか否かを決するために控訴裁判所が利用できるようにしなければならない。

(d) 供述を検討するための休廷

供述が申立て当事者に交付された後，裁判所は，その当事者の申立てにより，代理人が供述を検討し，手続中でその供述を使用する準備をするために，公判手続を休止することができる。

(e) 供述の不提出に対する制裁

相手方当事者が，申立て当事者に対して供述を交付すべき旨の命令に従わなかった場合，裁判所は，その証人の証言を記録から削除して，公判を続行しなければならない。また，検察官が命令に従わなかった場合で，正義のために必要があるときには，審理無効(mistrial)を宣言しなければならない。

(f) 定義

本条において，証人の「供述」とは以下を意味する。

(1) 証人により作成された供述書で，証人により署名又は採用若しく

は承認されたもの。

(2) 証人による口頭の供述の実質的な逐語録であって、口頭の供述と同時に、速記、機械的、電氣的若しくはその他の方法により記録されたもの又はそれを複写したもの。

(3) 証人による大陪審への供述で、録取若しくは記録されたもの又はそれを複写したもの。

(g) 本条の適用範囲

本条は、第12条に基づいて行われる証拠排除の申立てに対するヒアリング、本条に基づく公判、及び以下に掲げる場合において適用される。

(1) 第32条(c)(2)項(刑の量定)。

(2) 第32.1条(c)項(仮釈放又は保護観察(probation or supervised release)の取消し又は変更のための審問)

(3) 第46条()項(拘置の決定審問)

(4) 合衆国法典第28編第2255条に基づく手続を定める規則第8条

(5) 第5.1条(予備審問)

合衆国法典第18編第223章

第3500条(ジェンクス法)

(a) 連邦の刑事手続においては、検察側証人又は検察側証人となる予定の者(被告人を除く。)の供述又は報告で、検察側の所持するものは、当該証人が事件の公判において主尋問に対して証言を行った後でなければ、提出命令(subpena)、開示又は閲覧の対象とされてはならない。

(b) 検察側証人が主尋問に対して証言を行った後、裁判所は、被告人の申立てにより、検察側に対し、検察側の所持する証人の供述(後に定義する。)で、その証言した事項に係るものの提出を命じなければならない。当該供述の内容すべてが証人の証言した事項に係る場合には、裁判所は、被告人の検討及び使用に供するため、それを直接被告人に交付するよう命じなければならない。

(c) 検察側が、本条によって提出を命ぜられた供述に、証人の証言した事

項に関係のない事項が含まれている旨主張した場合には、裁判所は、検察側に対し、イン・カメラで裁判所が閲覧するため、当該供述の提出を命じなければならない。提出を受けて、裁判所は、当該供述のうち証人の証言の内容に関係のない部分を削除しなければならない。当該部分が削除された後、裁判所は、被告人の使用に供するために当該供述を被告人に交付するよう指示しなければならない。この手続に従い、供述の一部が被告人に交付されず、被告人がこの点について異議を申し立て、かつ、公判が被告人の罪責認定の段階まで至った場合には、当該供述の全部は、検察側により保存され、被告人が控訴した場合には、事実審裁判官の判断の正否を決するために、控訴裁判所が利用できるようにしなければならない。本条に従って供述が被告人に交付された場合、裁判所は、当該被告人の請求により、被告人がその供述を検討し、公判におけるその使用の準備をするために合理的に必要であると認める期間、裁量により公判手続を休止することができる。

- (d) 検察側が、裁判所の指示する供述の全部又は一部を本条(b)又は(c)項に基づき被告人に交付すべき旨の裁判所の命令に応じない場合、裁判所は当該証人の証言を記録から削除しなければならない。そして、裁判所は、正義のために公判手続の無効を宣言する必要があると裁量により判断した場合を除き、公判を続行しなければならない。
- (e) 検察側証人に関し、本条(b)、(c)及び(d)項で用いられた「供述(statement)」とは次のものをいう。
- (1) 当該証人により作成され、署名又はその他の方法で採用若しくは承認された供述書。
 - (2) 当該証人による口頭の供述の実質的な逐語録であって、供述と同時に記録した速記、機械的、電氣的その他の方法により記録したものの又はそれを複写したもの。
 - (3) 当該証人が大陪審に対し行った供述が存在する場合には、その記録又はその写し。